

清川村森林整備計画



自 令和5（2023）年4月1日
計画期間
至 令和15（2033）年3月31日

神奈川県

清川村

はじめに

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

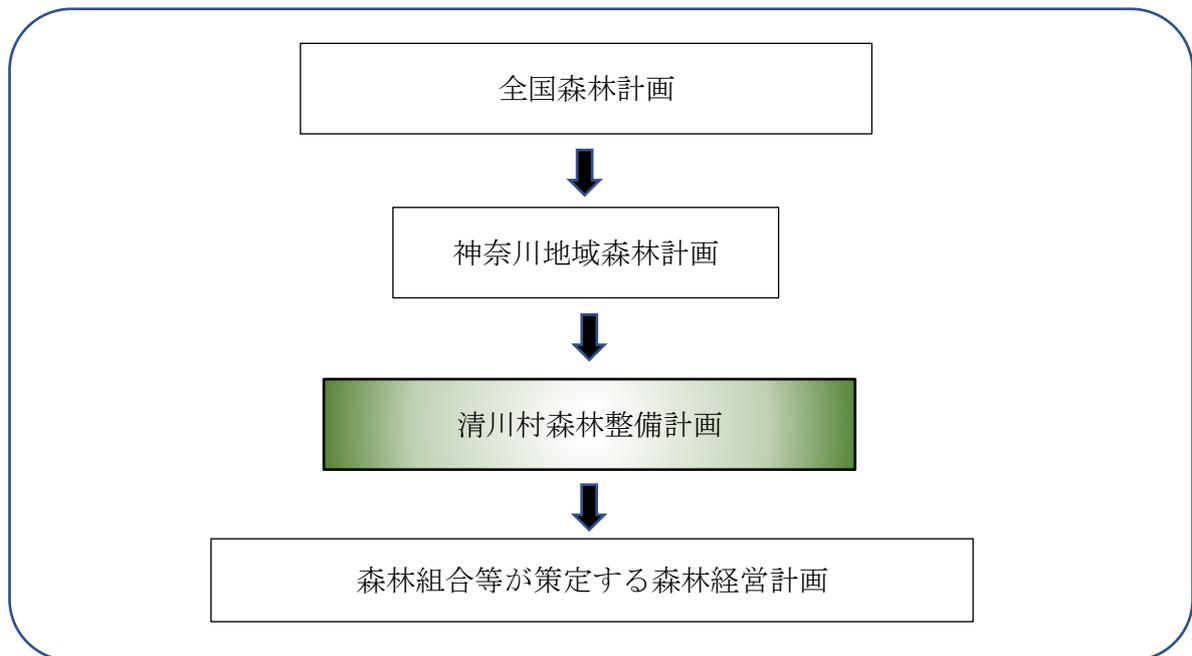
- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

はじめに

清川村森林整備計画策定の目的

清川村森林整備計画は、神奈川県が定める地域森林計画の対象としている民有林について、所在している市町村が伐採、造林、保育その他の森林整備に関する事項を森林法第10条の5第1項に基づき5年ごとに、10年を1期とする計画を立てなければならないことから策定するものです。

清川村森林整備計画の目的



清川村森林整備計画の期間

『清川村森林整備計画』の対象期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとします。



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、首都圏50km、神奈川県西北部の東丹沢山麓に位置し、村土全体が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に含まれた、豊かな自然に囲まれている。

本村の地形は、標高100mから丹沢山にわたり、丹沢山を中心とした1,000m級山塊ブロック、三峰山を中心とした800m級山塊ブロック、仏果山・経ヶ岳を中心とした700m級山塊ブロック、中津川に沿った200m前後の低地帯ブロックと小鮎川に沿った150m前後の低地帯ブロックに大別できる。このため、村域の約95%が傾斜30度以上の斜面で構成され、平坦な地形はきわめて狭小となっている。

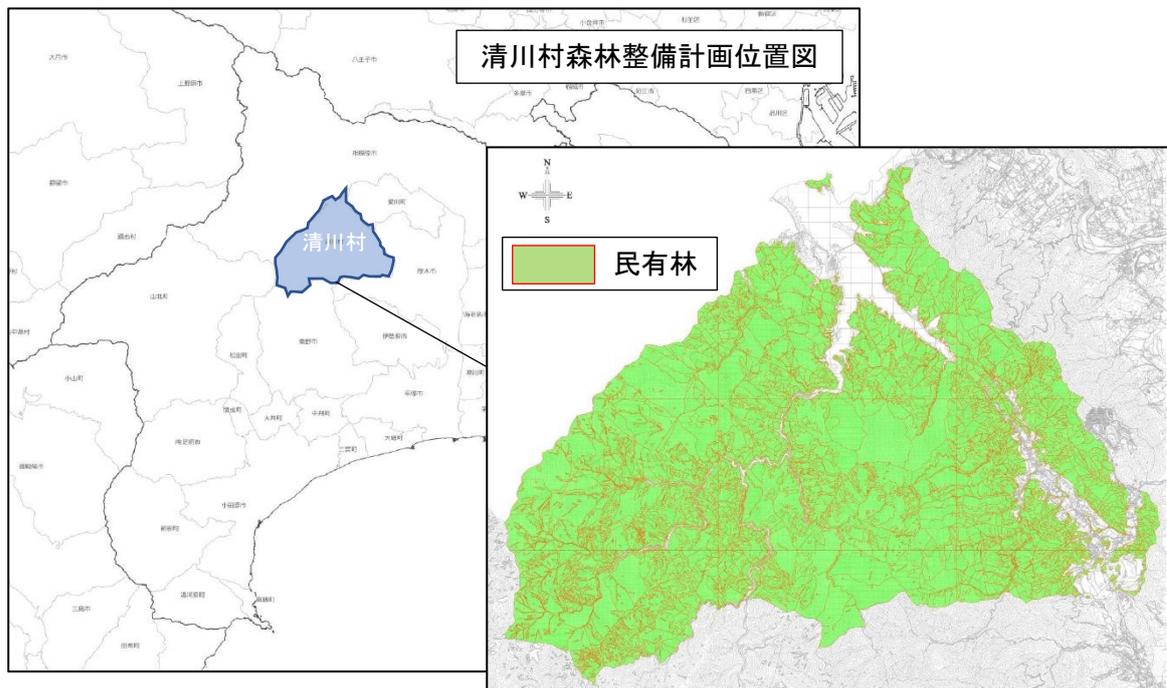
この山塊を水源とし、煤ヶ谷には小鮎川、宮ヶ瀬には中津川が流れ、また、宮ヶ瀬地区には多目的ダムである宮ヶ瀬ダムが平成12年度に完成し、神奈川県民の水源地域となっている。

本村の行政区域面積は7,124haで、地域森林計画の対象民有林面積は6,361.38haで、村土の約90%を占めており、蓄積量は1,559,764m³を有している。そのうち、スギを主体とした人工林の面積は2194.53haであり、人工林率34.5%、また、その蓄積量は897,542m³で、ha当たりの蓄積量は409m³であり、スギ・ヒノキの人工林2188.76haのうち、7齢級以下の面積は306.61ha（14.0%）となっている。

このような現状をかんがみ、本村においては、今後、間伐を主体とした保育事業を展開し、地域に適合した育林体系と施業技術体系を確立する。

さらに林業技術の向上を図り、その普及に努め、これに対応できる林業労働者及び林業後継者を育成強化して目標を達成する。

また、森林の有する水源涵養等多面的機能の高度発揮と地域林業の質的向上に重点において、保育事業の適切な実施を図り、健全な優良林づくりを推進していく必要がある。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、神奈川地域森林計画に基づく森林整備の推進方法を基本とし、水源涵養機能の維持増進を図る森林のゾーニングを推進し、自然環境の保全・再生及び水源涵養機能の高度発揮を目指す。

また、水源環境保全税及び森林環境譲与税を活用し、健全な水源林の維持増進を図るものとする。

ア ブナ林など自然林を再生するゾーン

ブナ林など自然林を再生するゾーンでは、生物多様性の保全など自然環境の保全・再生及び水土保持機能の高度発揮を目指し、主に広葉樹林、混交林、巨木林を目標林型とした森林施業を行うとともに、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設の整備を行う。

具体的には、立枯れや林床植生の退行などにより衰退したブナ林やモミ・ツガ林などの天然生林は、必要に応じて下層植生の保護、土壌保全、地表処理、補助的な植栽等適切な施業によって森林生態系として安定した森林への再生を図る。針葉樹単層林は、構成樹種が多様で階層構造が発達した混交林や広葉樹林への転換、下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に図る。

植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を基本とし、現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。

主伐を行う場合には、原則として択伐とする。

また、山地の荒廃化が著しく見受けられる地域について、生物多様性の保全、自然環境へ与える負荷を軽減する工種、工法等に配慮した治山施設の整備を行う。

なお、野生生物の生息地の減少・分断を防ぐため、公有林等を中心に広域的な観点から回廊状の森林の確保を積極的に推進する。

イ 多様な生き物が共存するゾーン

多様な生き物が共存するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を目指し、林道から遠いなど経済的条件が劣る針葉樹単層林については、森林現況に応じて構成樹種が多様で階層構造が発達した混交林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に図る。

広葉樹林等の天然林は、天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、必要に応じて下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等の施業を行い活力ある森林の再生を図る。

また、尾根筋や沢筋には広葉樹を基本とした保護樹林帯の積極的な配置に努める。

植栽を行う場合は、状況に応じて地域の自然条件に適した郷土樹種の積極的な導入を図るほか、スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種

を選択する。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとする。

溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とし、ダム上流域や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域においては、流域の特性に応じた治山施設の整備を図る。

ウ 木材資源を循環利用するゾーン

木材資源を循環利用するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を目指すことを基本としつつ、林道から近いなど経済的立地条件に優れ、高い生産力を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林で持続的な木材資源の利用を図るための施業を行うこととし、主伐による水土保持機能の低下を最小限に抑えるため、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に推進するとともに、単層林施業を行う森林においても長伐期化に努める。

スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮しつつ、素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐又は択伐を行うことを基本とする。

エ 身近なみどりを継承し再生するゾーン

身近なみどりを継承し再生するゾーンでは、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うことを基本とし、常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存または保全を基本とする。

景勝地の森林など地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて、樹種構成の多様化を目指した広葉樹林や混交林の整備、特徴的な景観の維持を目指した単層林の整備など、景観の保全または向上を目指した施業を基本とする。

市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、村、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を綿密にし、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
村内全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注1) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

注2) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林法施行規則において伐期齢の下限が標準伐期齢に10年を加えた林齢と規定されていることに留意する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本村における伐採は、自然条件及び森林の有する公益的機能の高度発揮が図られるとともに確保される必要性があることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

単層林における主伐は、林地の保全に配慮して択伐又は分散的な皆伐を基本とし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、本村の気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

あわせて、伐採（主伐）の方法について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知（以下、国伐採・搬出指針）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

なお、集材・搬出に当たっては、国伐採・搬出指針を踏まえるとともに、県の定める「神奈川県作業道作設指針」に基づき作業道の作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るとともに、県の定める「搬出間伐における環境等配慮指針」の基本的考え方に基づき、適切な作業システム及び作業機械を選択する等現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

巨木林、複層林、混交林及び広葉樹林における主伐については、特に次の事項に留意し、本村の自然条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。

ア 巨木林

巨木林における主伐は、下層植生の豊富な林齢100年以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、林地の保全に配慮して、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐とする。

イ 複層林

複層林における主伐は、下層木の育成を図ることで複層林状態の森林に誘導することを主眼に、原則として択伐とし、特に下層木の保護及び更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、概ね単層林に準じることとする。

ウ 混交林

混交林における主伐は、森林の樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林を目標とすることを踏まえ、原則として択伐とし、林地の保全、野生生物との共存及び天然下種更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。また、天然下種更新等を行う場合は、母樹の保存等に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても、森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の生育状況等から適切な時期を選定することとする。

エ 広葉樹林

広葉樹林における主伐は、森林の樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐とし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。また、天然下種更新等を行う場合は、母樹の保存等に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても、森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の生育状況等から適切な時期を選定することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、クヌギ、ケヤキ、コナラ、イロハモミジ、その他郷土樹種	

注1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注2) スギ・ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を採択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

単層林施業及び巨木林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す標準的な植栽本数を指針とする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

注1) 標準的な植栽本数を越えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

注2) 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等で崩壊の危険性のある箇所については、生木柵積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	原則として、4月～6月中旬までに行うものとする。 なお、コンテナ苗は、土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注1) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、樹幹の太さが梢の方に行くに従って急に細くなりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意して、必要に応じた獣害対策、下刈り、つる切等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき時期

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採後概ね5年を超えない期間を目安とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ	

注1) 天然更新の対象樹種は、上記に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
天然更新の対象樹種全て	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により、必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株あたり2本～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行い、ha当たりの成立本数を概ね3,000本以上とする。 なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去する。

ウ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき時期

伐採後概ね5年を超えない期間を経過した時点で、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行なうとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の2の3-2の4により次の森林とする。

- 1 現況が針葉樹人工林である。
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）
- 3 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- 4 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数

樹種	生育し得る最大の立木の本数 (本/ha)
コナラ	10,000
クヌギ	10,000
ケヤキ	10,000

5 その他必要な事項

複層林施業、混交林施業及び広葉樹林施業における造林の方法については、特に次の事項に留意し、本村の自然的条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。

(1) 複層林施業

針葉樹の複数の樹冠層により構成される森林を目指す複層林施業における造林は、上層木を間伐することにより下層木の生育に必要な光環境及び林内空間を確保しつつ、植栽により下層木の速やかな導入を図ることで複層林を造成するものである。

複層林の造成にあたっては、本村における自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を考慮することとする。

(2) 混交林施業

針葉樹と広葉樹が混生することにより、樹種構成が多様で階層構造が発達した森林を目指す混交林施業における造林は、針葉樹単層林の間伐等を繰り返すことにより、下層木の生育に必要な光環境及び林内空間を確保することで、天然下種更新により地域在来の多様な広葉樹によって形成される下層木の速やかな導入を図ることで混交林化を促進することとする。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、原則として本村の自然条件に適した郷土樹種を必要に応じて植栽することとする。

(3) 広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業における造林は、天然下種更新又は萌芽更新とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子によって更新を期待するものであり、自然条件、地域母樹の分布状況及び種子の飛散特性等を考慮して、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理や植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うこととする。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、原則として本村の自然条件に適した郷土樹種を必要に応じて植栽することとする。

萌芽更新は、萌芽の優劣が明らかとなる時期に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数を目安として芽掻きを行うこととする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林及び巨木林における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

(1) 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)							標準的な間伐方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目		
スギ	単層林	2,500 ～ 3,500	15年前後	25年前後	35年前後					① 開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めたときとする。 ② 間伐率 各回ともに20～30%の率で林分により調整し実施する。 ③ 間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④ 回数 優良材生産を目的とし地位の良否、植栽本数、生産目標等により時期、回数、間伐率を調整する。	短伐期
			15年前後	25年前後	35年前後	48年前後	63年前後				長伐期
			15年前後	25年前後	35年前後	48年前後	63年前後	78年前後	93年前後		巨木林
ヒノキ	単層林	2,500 ～ 3,500	18年前後	28年前後	38年前後					スギの①～④に準ずる。	短伐期
			18年前後	28年前後	38年前後	50年前後	65年前後				長伐期
			18年前後	28年前後	38年前後	50年前後	65年前後	80年前後	95年前後		巨木林

(2) 標準的な間伐の間隔

標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
10年	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林及び巨木林における保育の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					標準的な方法	備考
		初回	2回	3回	4回	5回		
下刈	スギ ヒノキ	10年生まで実施 (雑草木の状態によって2～5年目に2回刈りを行う)					<p>下刈は、造林木が雑草木よりも1m程度抜け出るまで行い、その回数は、植栽した年から10年間に10～13回とする。</p> <p>下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は6月と8月に行う。</p> <p>必要に応じて、つる切りを併せて行う。</p>	
除伐	スギ ヒノキ	11年以降 随時					<p>除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類や、つるを除去する。</p> <p>また、併せて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。</p>	
枝打	スギ ヒノキ	8～22年生までに3～4回（4回目以降は、必要に応じて実施）					<p>枝打は、概ね8～10年生になったら1回目を実施し、以降3～4回を標準に最下枝の直径が概ね7～8cm程度になった時に実施する。</p> <p>枝打は、丁寧に幹を傷つけずに、枯枝を残さないように仕上げる。</p>	
		10～25年生までに3～4回（4回目以降は、必要に応じて実施）						

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

(ア) ブナ林など自然林を再生するゾーン

ブナ林など自然林を再生するゾーンでは、生物多様性など自然環境の保全と再生及び水源涵養機能の高度発揮を目指して天然力を活用する広葉樹林施業を基本とし、必要に応じて巨木林及び混交林施業を行うものとする。

具体的には、立ち枯れや林床植生の退行などにより衰退した天然生林等については、必要に応じて下層植生の保護、土壌保全、地表処理、補助的な植栽等適切な施業によって森林の再生を図る。

また、針葉樹単層林については、状況に応じて下層植生の豊かな100年以上の針葉樹林へ誘導する巨木林施業を図り、間伐を繰り返しながら天然下種更新の促進や植栽等により混交林施業を行い、樹種構成が多様で階層構造が発達した混交林や広葉樹林への積極的な転換に努める。

植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を基本とし、現場の母樹から育成した種苗を使用するよう努める。

また、野生生物の生息地の減少・分断を防ぐため、公有林等を中心に広域的な観点から回廊状の森林の確保を積極的に推進すること。

(イ) 多様な生き物が共存するゾーン

多様な生き物が共存するゾーンでは、持続的な木材資源の利用を通じた水土保持機能の高度発揮を目指し、単層林施業や複層林施業を積極的に推進するとともに、尾根筋や沢筋には広葉樹を基本とした保護樹帯の積極的な配置に努めるものとする。

針葉樹単層林において、単層林及び巨木林施業を行う場合は、適切な保育・間伐により、下層植生が豊かな状態を維持するよう育成・管理を行うこと。

また、針葉樹単層林において複層林及び混交林施業を行う場合は、間伐を繰り返しながら植栽や天然下種更新を行うことによって、常に一定以上の蓄積を維持し下層木の育成を図ることで複層林状態が形成された森林へ誘導、及び樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林への誘導を行うこと。

広葉樹林等の天然生林は、天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、必要に応じて下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等の広葉樹林施業を行うこと。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐または小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。

植栽を行う場合は、状況に応じて地域の自然条件に適した郷土樹種の積極的な導入を図るほか、針葉樹の植栽を行う場合は、地域の社会的要請に配慮し、花粉対

策の一環として無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択すること。

(ウ) 身近なみどりを継承し再生するゾーン

身近なみどりを継承し再生するゾーンでは、森林組合による地域の里山林施業への参入と森林施業における技術的支援協力を働きかけるとともに、「中山の里づくり事業」の実施に伴い、地域の住民参加による森林づくりが図られるよう、その仕組みを構築するとともに、森林所有者に対して、地域住民の参加による森林づくりへの取り組み等の理解、協力を働きかけること。

(エ) 木材資源を循環利用するゾーン

水土保全機能の高度発揮を目指すことを基本としつつ、森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図っていく、その区域、区域内の施業の方法については、第4、2に記載する。

ウ 森林の伐期齢の下限

以下の伐期齢の下限に従った森林を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ、 コナラ	その他 広葉樹
村内全域	50年	55年	45年	60年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法を定めるとともに、集約化等を通じた効率的かつ適切な森林整備を推進することとする。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～96、98、500、700の一部	6361.36
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14、15、16、17、22、23、24、25、26、27、28、35、36、37、38、39、41、44、48、49、50、51、52、53、55、56、57、58、59、60、61、62、63、70、71、77、82、83、700の一部	2733.94
特に効率的な施業が可能な森林	—	

別表 2

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別表 1 のとおり	6361.36

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者と森林組合との長期受委託制度を有効利用していくこととし、林道から200m以内の搬出しやすい森林については、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の候補地として捉え、森林組合と調整を図り、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進していく。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合、素材生産事業体、造林事業体等の林業事業体については、経営基盤を強化し、経営の合理化を推進する。また、森林所有者からの施業や経営の受託等により、生産性の高い林業生産活動を促進する。

なお、効率的かつ安定的な森林整備を推進するため、地域の森林づくりの中核である森林組合が主体となり、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者への働きかけを積極的に行い、集約的な施業の受託等を推進していくこととする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託等については、神奈川県が推進する水源環境保全・再生に向けた特別の対策である「水源の森林づくり事業の推進」又は「地域水源林整備の支援」の私有林確保及び整備の手法として示される長期受委託の手法に基づき、実施するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本村の森林は神奈川県が水源環境保全再生施策の水源の森林づくり事業により森林整備を進めているため、森林経営管理制度については当面活用する見込みはない。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有形態を見ると5ha以下の森林所有者が約90%を占めており、内容的には零細・分散的な所有構造になっている。

現在、森林施業の主体は、一部所有者の自力によるものがあるが、多くは森林組合へ委託している状態で、森林組合は地域林業担い手の中核的存在となっている。

このような状況で、森林整備を着実に推進し、地域林業の活性化を図るためには、施業コストを低減する森林施業の共同化を促進することが大切である。

これは、施業の主体が森林組合中心となるため、施業地を集団化・団地化することにより効率的となる。

そのためには、集団化が可能な地域について、村・森林組合等による普及活動を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、県・村・森林組合による森林所有者に対する指導活動を強化する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

保有山林が零細・分散的な森林所有者が多い本村の林業経営の現状に対処するため、保育施業の共同化を促進する。この推進にあたっては、森林所有者の多くが森林組合員であることから、森林組合を中心に集団化への取り組みを推進し、あわせて機械化による作業の効率化と各種補助制度の積極的な活用化を図っていく。

不在村森林所有者が多い地域については、森林施業協定の締結に向け、また、森林組合への信託方式について関係者（不在村所有者含む）の理解を得ていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林施業を実施する場合は、施業の共同化を効果的に促進する上で、共同して森林経営計画を作成することを推進するとともに、計画的な森林施業の実施が図られるよう、次の事項に留意して実施する。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な森林施業の実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同、または、意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施する。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、当面の間は国が示す数値に準じて次表を目安として選択するものとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上
	架線系作業システム	20以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

既設林道（①堤川線、②ハタチガ沢線、③別所線、④南沢線）等と森林施業対象地を効率的にアクセスするよう作業路網を整備及び維持管理し、適正な森林施業と林業生産性の効率化、さらに森林資源の高度利用と林業生産活動の活性化を図る。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観

点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画は、次のとおりとする。

種類	事業区分	路線名	実施主体	林道性格区分			全体延長	改良 計画期間中の改良箇所数	舗装			利用区域			前半5カ年の計画箇所	
				林業振興型	併用型	地域振興型			舗装済延長	計画期間中の新規舗装延長	計画期間中の舗装打換延長	面積		蓄積		
												針葉樹	広葉樹	針葉樹		広葉樹
2級	改良	谷太郎線	神奈川県	○	○	2,105	4箇所	2,105		200	511	69,054	47,725	○		
		法論堂線	神奈川県	○		5,457	12箇所	5,457		500	191	48,492	9,172	○		
		唐沢線	神奈川県	○		12,475	25箇所	12,475		500	1,070	147,821	96,161	○		
		境沢線	神奈川県	○	○	2,943	5箇所	2,943		300	498	42,554	17,447	○		
		本谷線	神奈川県	○		3,800	5箇所	3,800		500	672	77,674	63,867	○		
		塩水線	神奈川県	○		4,594	2箇所	4,594		500	383	19,254	59,040	○		
		金沢線	神奈川県	○		3,268	5箇所	1,848			500	42,719	45,279	○		
		法華峰線	神奈川県	○		3,537	3箇所	876			149	24,138	12,220	○		
		早戸川線	神奈川県	○	○	12,896	12箇所	10,690		200	2,176	173,830	246,284	○		
					73箇所			2,700								

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として「神奈川県森林作業道作設指針」にのっとり開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

神奈川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本村の林業は、経営規模が零細であるため、定期的な収入を得ることが困難である。

このため森林所有者は、林業の採算性が低下するなかで、十分な施業管理が行われず、木材生産機能が低下し、放置山林が拡大している現状であり、担い手も全般的に高齢化が進んでいる。

今後、林業の経営改善を図っていくためには、特用林産物生産等の複合経営による経営体系の合理化を進め、林業従事者・林業後継者・森林組合の育成強化を図る必要がある。

他の産業と比較しても、林業の基盤整備及び機械化は著しく遅れている。積極的に整備していくためには、林業事業体である森林組合の職場環境等の改善、一定事業量の確保と同時に、広域就労の促進等により雇用の増大を図る。また、経営組織の資本確保を強化する。

森林所有者、森林後継者、林業に関心をもつ若年層を対象に積極的な教育・研修機会の拡大、集団的な林業実践活動を推進し、意欲・意識の高揚を図り、森林所有者の安定した林業経営のため、特用林産物の生産技術の向上・流通販売の改善等を推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業労働力は、今後、急激な減少と高齢化が予想され、労働力の確保・養成は最も重要な課題である。

林業後継者の育成にあたっては、多くが兼業者であることから、特用林産物等林業関係者や各種関係団体を対象とした講習会や研修会を開催し、技能の修得及び向上を促進する。また、資格取得の支援を推進するとともに専門技術者として必要な技術、技能を有する人材の育成に努める。

雇用対策としては農業の近代化・合理化による余剰労働力の活用、農山村に存在する高齢者の活用、都市部からの山村へ移ってきた人々も対象と考え、人材確保については広域的視野のもとに実施し、また、安定事業量の確保や雇用時間の均等化に努める。

イ 林業後継者等の育成

既存の活動拠点施設を整備拡充し、森林組合及び生産森林組合等を中心に教育研修活動を実践することにより、林業への意識高揚と若年後継者及び担い手の開拓に努め、林家の経営安定及び改善を図る。

また、地域特産物の発掘に努めるとともに複合経営が望ましいと思われる林家については、農家と調整を行い、積極的に特用農林産物生産を実施するようあつせんし、地域特産物販売施設「清流の館」(道の駅「清川」)での販売を推進するほか、森

林体験・交流促進施設として、活動拠点となる木工実習施設及び森林組合の施設整備（機械化の充実等）を行い、山村の活性化と就労の場を確保する。

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合の組織強化のため、自己資本比率を高めるとともに、生産森林組合の経営意欲を高揚することにより、連携の充実を図り、若年層労働力の確保、安定した事業量の確保や資本力の強化、雇用の安定化や労働条件の整備、効率のよい機械の導入など、林業事業体の体質強化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の促進方向

林業機械化の目的は、労働生産性の向上と労働力の作業負担の軽減等を通じ、林業経営の合理化、近代化を図ることである。

本村の林相を考慮すると、小規模・分散的で限られた条件下での機械化となるため、従来からの小型機械や改良型機械の活用により効率化を図るとともに、今後伐期を迎える森林資源の有効活用（間伐材含む）を目指して、搬出作業に視点をおいて、事業量や地形などの地域特性に応じた効率的な機械を中心とした機械化を推進し、労働生産性の向上による生産コスト及び労働負担の軽減、労働安全性の向上を推進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	相模川流域 （緩傾斜地）	チェーンソー 伐木 ↓ 集材機 集材 ↓ チェーンソー	チェーンソー 伐木 ↓ グラップル プロセッサ 造材 ↓ フォワーダ 集材
	相模川流域 （急傾斜）	チェーンソー 伐木 ↓ 集材機 集材 ↓ チェーンソー 造材	チェーンソー 伐木 ↓ スイングヤード 集材機 集材 ↓ プロセッサ 造材
造林 保育等	枝打	小型チェーンソー	小型チェーンソー

(3) 林業機械化の促進方策

1を踏まえて、作業効率の高い改良型機械等の購入やリース利用により機械化の意識向上、共同利用の促進、オペレーターの育成などを推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産については、低迷する林業市場の中でその増加は望めない状態で、本村の主伐による伐採量も、年々減少の傾向である。

しかし、資源の充実をもたらすためには、間伐施業の計画的実行が本村の重要課題であり、間伐材の有効利用（小径木利用の拡大利用）が必須である。

今後、伐採・造林技術の向上により、素材の商品的価値を高めるとともに、さらに生産施設の近代化・合理化等により木材の流通加工体系の整備を推進する。本村の特用林産物は、主にシイタケ・クリ・タケノコが中心であり、農林家の複合経営の主品目である。これらは資本回収期間の長い林業において、毎年収入が期待できる貴重な品目で、今後は栽培の効率化や品質の向上を図り、特産品化を促進する。

また、薪・炭等も村内の林産物であり、観光立村を進めている本村としては、公民あわせた林間休憩施設（キャンプ場等）販売施設との連携を保ち、その拡充を図り、観光・農林業の多面的に活用できるよう推進していく。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

現在、農林業被害等の対策で実施している管理捕獲、猟区運営における捕獲等の実施により、関係行政機関等と連携した保護管理対策を推進し、鳥獣の適正な保護管理及び鳥獣害の防止に努める。

また、人工造林を行う場合や、シカの採食による下層植生の衰退が見られる場合は、植生保護柵や単木的保護ネットの設置等を推進するほか、シカが採食しやすい嗜好種を温存し、苗木の食害等の防止を図る。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	村内全域	6 3 6 1. 3 6

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施箇所への調査・巡回や、林業事業者や森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により確認に努めるものとする。

また、野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努めるとともに、不要となった防鹿柵等については、野生動物の生息環境の保全のため、必要に応じて撤去を図るものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林組合、森林所有者等から森林病虫害等による被害状況の情報収集を行うとともに、県へ情報提供を行うものとする。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、被害状況に応じた適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、発生した危険木を適切に処理しながら、景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

クマの皮剥ぎについては単木的保護ネット等の設置を推進するなど、必要に応じて当該鳥獣被害の状況を踏まえた被害対策等を実施するとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を実施する。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・村の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、特に次に掲げる事項に留意する。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び第6の3で定める共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域番号	林 班	面積 (ha)	主な地区名
1	33、35～62	1,760.00	丹沢山
2	12、13、22～32、34、63～88、94、96～98、500、700	2,556.84	金沢、猿島、滝ノ沢、火打沢、枝尾
3	1～11、14～21、89～93、95	2,044.54	原、別所、舟沢、西ヶ谷戸、仏華山

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村北部に位置する宮ヶ瀬地区には、神奈川県民の重要な水資源の確保供給を担う多目的ダムである「宮ヶ瀬ダム」が平成12年度に完成しており、このダム上下流域に存在する豊かな森林の整備を推進し、水源地域としての役割が十分に果たされるよう本村では、宮ヶ瀬地区全域について水源涵養林区域としているところである。

また、県では水源地域における森林の公益的機能の維持増進を図るため、水源の森林づくり事業を展開しており、本村も事業推進エリアの中核を担っている。

別表1の森林の区域については、水源涵養機能及び山地災害防止機能の高度発揮を重視した森林の公的管理・整備を行うため、県が水源の森林整備事業「水源林整備協定」を森林所有者と締結し、整備を計画的に実施することにより豊かな森林土壌を有する保水力の高い、土砂崩壊及び土壌流出等の防止能力の高い森林づくりが図られるよう、林地の保全等を主目的とした森林整備を推進することとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本計画では、森林の育成と保全管理を進めているが、行政側だけでなく、森林のもつ多面的機能を享受している側の理解と協力が必要であることを考慮し、水源地に住む村民と下流部の都市住民とが共同により森林の保全管理を体験できる場所を提供し、積極的な参加を募る。また、本村はイロハモミジを村の木、ミツバツツジを村の花に指定していることから、当該事業において植栽を行う場合は、郷土樹種の積極的な取り入れを考慮しながら実施することとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。